

令和 7 年 12 月 10 日

市郡地区医師会長 様

一般社団法人 広島県医師会
会長 松 村 誠

かかりつけ医機能報告制度の周知等について（情報提供）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会の会務諸事業の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、かかりつけ医機能報告制度ならびに日本医師会「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」に関しましては、貴会会員への制度周知や修了申請の承認作業等の対応にご協力をいただきておりますこと、改めてお礼申し上げます。

本会におきましても、令和 8 年 1 月からの報告開始に向け、広島県医師会速報 12 月 15 日・25 日号において、別紙 1、2 の原稿案のとおり、本制度の概要および研修修了申請について、改めて会員への広報を予定しておりますので、お知らせ申し上げます（掲載内容は多少変更させていただく可能性があります）。

なお、本県における報告期間は、令和 8 年 1 月 5 日（月）～2 月 27 日（金）となっております。

広島県から各医療機関への報告依頼につきましては、G-MIS での報告が可能な医療機関へは、12 月 15 日（月）頃に別紙 3 のとおり、一斉メールにてご案内を予定しているほか、報告期間開始後（令和 8 年 1 月 5 日以降）に郵送でのご案内も予定しているとのことです。また、G-MIS での報告が難しい医療機関へは、令和 8 年 1 月 5 日以降に報告依頼の郵送を予定しております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、会員への制度周知ならびに修了申請承認業務への対応等につきまして、引き続きご高配を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

広島県医師会地域医療課（中島・善倉）
〒732-0057 広島市東区二葉の里 3-2-3
TEL:082-568-1511 FAX:082-568-2112
E-mail chiiki@hiroshima.med.or.jp

かかりつけ医機能報告について

医療機関の皆様へ

かかりつけ医機能報告が開始されます。

かかりつけ医機能報告制度の大きな流れ

報告	→ 公開	→ 地域で協議	
<ul style="list-style-type: none"> ・初期診療 ・時間外対応 ・在宅医療 ・医療・介護連携 ・健診・相談 ・地域包括ケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への情報提供 ・医療機関の特徴提示 ・検索可能な情報として公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の医療機関選択 ・行政の地域医療計画等 ・かかりつけ医機能の確保 ・地域包括ケアの調整材料 	

1. 制度の目的

令和7年4月より、医療法に基づく「かかりつけ医機能報告制度」が始まりました。本制度は、特定機能病院および歯科診療所を除くすべての病院・診療所を対象として、地域における“かかりつけ医機能”的提供状況を都道府県に報告し（初回報告は、令和8年1月より）、医療サービスの向上を図る取組です。

※本制度は評価・指導を目的としたものではなく、医療機関の現状把握と情報提供が目的です

2. 報告期間と対象医療機関

令和7年度報告受付期間：令和8年1月5日(月)～2月27日(金)

(広島県の医療機能情報提供制度（定期報告）と同一期間)

対象：すべての病院・診療所（特定機能病院・歯科診療所を除く）

3. 報告内容の概要

報告内容は、次の機能に分類されます。※()は、かかりつけ医機能報告マニュアル参照ページ

- ・外来診療や初期診療などの提供体制 (1号機能p61・62)
- ・時間外の相談・対応状況 (2号機能p67)
- ・医療機関・薬局・介護事業所との連携状況 (1号機能p65・2号機能p79)
- ・在宅医療の提供体制 (2号機能p74)
- ・服薬情報や健診情報の把握 (2号機能p84)
- ・健康相談、予防接種等の実施状況 (2号機能p84)
- ・地域包括ケアへの参画状況 など (2号機能p79・80)

4. 報告手順 (G-MIS操作)

1. G-MISへログイン（医療機能情報提供制度と同じシステムです）
2. 医療機関の基本情報を確認
(変更があれば、報告送信後、医療機能情報提供制度の定期報告画面で修正)
3. かかりつけ医機能に関する項目を入力（選択式中心）
4. 内容を確認し、送信
5. 送信控えの保存（任意）

(i) ログイン
定期報告の案内を受領する

2. G-MIS操作手順ガイド (報告)

ログイン 定期報告 その他

① 都道府県から定期報告案内メールを受領します。

② 下記URLにアクセスします。
<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>

定期報告の案内はメールのほかに、紙面による通知の場合もあります。

(ii) 定期報告
かかりつけ医機能報告制度画面を開く

2. G-MIS操作手順ガイド (報告)

ログイン 定期報告 その他

① 「かかりつけ医機能報告制度」をクリックします。

注) かかりつけ医機能報告（今回が1回目の定期報告）は、医療機能情報提供制度の報告より前に報告を完了させてください。

また、医療機能情報提供制度の定期報告を行う際は、はじめにかかりつけ医機能報告の取込作業を行ってください。(二重に入力は不要です。)

5. 会員の皆様へのお願い（報告期間開始までにお願いしたいこと）

1. 担当者の決定（制度理解・入力作業の担当）
2. G-MISのログイン事前確認（ID・PW）
3. 自院の現状整理（報告項目別に整理しておく）
4. 不明点は広島県医療介護政策課（082-513-3206）または医師会へ早期相談

6. 参考資料

厚生労働省「かかりつけ医機能報告制度」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html

- ・かかりつけ医機能報告G-MIS操作手順動画（令和7年11月）
- ・かかりつけ医機能の確保に関するガイドラインについて
- ・【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル
- ・【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル（G-MIS操作編）



医療機関の皆様へ

かかりつけ医機能報告制度 が始まります！

令和8年1～3月に、都道府県に対して
かかりつけ医機能報告を行うようお願いします

報告を行う対象医療機関

- 特定機能病院及び歯科医療機関を除く、全ての病院・診療所が対象です。

医療機関の実施事項

報告

毎年1～3月に、かかりつけ医機能の内容について都道府県にご報告をお願いします。

※原則、医療機関等情報支援システム(G-MIS)による報告となります。
※かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無も報告事項となります。

院内 掲示

かかりつけ医機能を有する医療機関の要件として、報告した
かかりつけ医機能の一定の内容を院内掲示する必要があります。

※G-MISにおいて、院内掲示用の様式例を出力できるようにシステム開発を行う予定です。

患者 説明

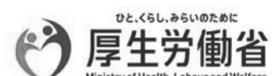
おおむね4ヶ月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合で、患者・家族から求めがあったときは、治療計画等についてご説明をお願いします。

※かかりつけ医機能を有する医療機関は、原則、医療法に基づく患者への説明が努力義務となります。

詳しい情報は厚生労働省ホームページへ



厚生労働省「かかりつけ医機能報告制度」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html



かかりつけ医機能報告制度の概要

制度の目的

- かかりつけ医機能報告制度は、地域で必要とされるかかりつけ医機能の充実強化を図り、国民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、国民・患者にとって医療サービスの向上につなげることを目指すものです。
- 多くの医療機関に参画いただき、地域で必要なかかりつけ医機能を確保することが重要であり、各医療機関からの報告を受けて、地域で協議を行い、不足する機能を確保する方策を検討・実施していくことが特に重要です。



ご報告いただく内容

- ご報告いただくかかりつけ医機能の内容は、下記のとおりです。

※報告事項の詳細等については、令和7年度中に、厚生労働省から報告マニュアルを発出する予定です。

1号機能

継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

〔報告事項〕

- 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示していること（★）
- かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門医の有無（有無を報告すれば可）
- 所定の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができる（★）
- 一次診療を行うことができる疾患
- 医療に関する患者からの相談に応じることができること（★） 等

※★：これらの項目を「可」と報告する医療機関は、「1号機能を有する医療機関」として2号機能の報告を行います。

2号機能

（1）通常の診療時間外の診療、（2）入退院時の支援、（3）在宅医療の提供、（4）介護サービス等と連携した医療提供

〔報告事項〕

（1）通常の診療時間外の診療

- 自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況
- 自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況 等

（2）入退院時の支援

- 自院又は連携による後方支援病床の確保状況
- 自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況
- 自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況
- 自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況
- 特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数 等

（3）在宅医療の提供

- 自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況
- 自院における訪問診療・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定状況
- 自院における訪問看護指示料の算定状況
- 自院における在宅看取りの診療報酬項目の算定状況 等

（4）介護サービス等と連携した医療提供

- 介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況
- 介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況
- 介護保険施設等における医療の提供状況（協力医療機関となっている施設の名称）
- 地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況
- ACP（人生会議）の実施状況 等

その他の報告事項

- 健診、予防接種、地域活動（学校医、産業医、警察業務等）、学生・研修医・リカレント教育等の教育活動 等

日本医師会「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」の修了申請について

令和7年4月より施行されたかかりつけ医機能報告制度では、「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」[※]が報告事項の1つとなっています。

日本医師会では、報告対象となる全ての医療機関が当該研修修了を適切に報告できるようにするため、「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」を創設されました。

本研修の修了申請について、医師会会員情報システム(MAMIS)にて受付いたします。

(※本研修は、「日医かかりつけ医機能研修制度」とは別の研修制度です。)

※同制度では、厚生労働省が報告対象に該当する研修を示すまでの当面の間、報告を行う医療機関が「かかりつけ医機能」に関連すると考える任意の研修を報告することとなっております。

なお、「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」は、同制度の報告対象に該当する研修として位置付けられるよう日本医師会が厚生労働省に申出を予定されております。

研修対象者 原則、地域に根差して活動し、臨床に従事する医師

研修概要 座学研修(知識)および実地研修(経験)をそれぞれ受講(必須)し、合計で10単位以上取得された場合に修了証が発行されます。

(1) 座学研修(知識)

日本医師会生涯教育制度における各種研修。(1時間=1単位。最小は30分=0.5単位。単位のみを対象とし、カリキュラムコードは用いない)

(2) 実地研修(経験)

現に携わっている、またはこれまでに携わった地域に根差した活動等であって、都道府県または市郡地区医師会長等が承認したもの。(1研修あたり5単位)

※詳細は「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修 実施要綱」をご参照ください。

https://www.med.or.jp/dl-med/cme/kakari/01_jissiyoukou.pdf

修了申請方法

座学研修および実地研修をそれぞれ必須とし、合計で10単位以上取得された場合に、医師会会員情報システム(MAMIS)により、ご所属の市郡地区医師会宛てに修了申請を行ってください(申請操作方法は、MAMIS研修管理機能マニュアルをご確認ください)。

申請先医師会での承認後に、MAMISマイページにて、修了証のダウンロードが可能となります。

●「MAMIS研修管理機能マニュアル<医師向け(マイページ)かかりつけ医機能報告制度にかかる研修の修了申請編>Ver.1.0」

https://www.med.or.jp/dl-med/cme/kakari/02_MAMIS_manual.pdf

●申請作業のためのMAMIS操作動画(医師向け)

<https://www.med.or.jp/cme/jjma/newmag/pdf/kakaritsuke/shinsei.html>

(日本医師会会員IDおよびパスワードによるログインが必要です。)

●広島県医師会では、MAMISによる申請が困難な場合に限り紙媒体での申請を受付いたします。ご希望の場合は、広島県医師会地域医療課(TEL:082-568-1511)までご連絡ください。

お問い合わせ先

●「医師会会員情報システムMAMIS」ログインに関するお問合せ

医師会会員情報システム運営事務局

TEL:0120-110-030 平日10:00~18:00(土・日・祝日、年末年始を除く平日)

●修了申請に関するお問い合わせ

広島県医師会地域医療課 TEL:082-568-1511 E-mail: chiiki@hiroshima.med.or.jp

日本医師会生涯教育課 TEL:03-3946-2121(代)

※各市郡地区医師会での申請対応・承認状況については、申請先医師会へご確認ください。

R7 年度定期報告に係る G-MIS 一斉送信メール文面

広島県 医療介護政策課

件名（固定）：かかりつけ医機能報告_定期報告開始のご案内

通信欄（編集可能）：

各かかりつけ医機能報告対象医療機関 御担当者様

令和 7 年度から、医療法第 30 条の 18 の 4 に基づき、かかりつけ医機能報告制度が始まりました。については、次の受付期間内に、報告を実施いただくようお願いします。

令和 8 年 1 月 5 日（月）～令和 8 年 2 月 27 日（金） ※期間厳守

御担当者様は、報告前に、あらかじめ下記の医療機関用マニュアル等をご確認ください。

【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル

（巻末に各報告項目の説明が掲載されています。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001590091.pdf>

【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル（G-MIS 操作編）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001590092.pdf>

【医療機関用】かかりつけ医機能報告制度操作手順動画

<https://www.youtube.com/watch?v=kEIrBoPBwp0>

G-MIS ログインページの URL については、受付開始日に届く一斉配信通知をご参照ください。

通信欄続き（固定部分）：

本メールは送信専用のメールアドレスから送信しています。

本メールに直接返信なさらないようよろしくお願いいたします。

<お問い合わせ先>

○システムに関するお問い合わせ

厚生労働省 G-MIS 事務局

メール：helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

電話番号：050-3355-8230（土日祝日除く平日 9 時～17 時）

○かかりつけ医機能報告制度・業務に関するお問い合わせ

かかりつけ医機能報告制度の問い合わせ先については、下記のリンクからご参照ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/64/070815kakaritukeikinou.html>